

株式会社エヌ・ティ・ティ フォーバル 北陸支店 環境行動計画

環境方針

株式会社エヌ・ティ・ティ フォーバル 北陸支店は、NTT 西日本のネットワークに関わる保守・運用をになう広域会社として、商品・サービスの提供を通じて地域に愛される人や企業としてあり続けるため、事業活動に積極的に取り組みます。

また、事業活動が、地球環境に密接に関わりを持っている事を認識し、積極的に「環境汚染の予防・地球環境保護」に取り組みます。

- 1 お客様に「安心」「安全」を提供し、「信頼」を頂くため、「現場力で創り込むカスタマ・ファースト」の実践を合言葉に、また「地球環境保護」への取り組みのため、次の項目をテーマに活動します。
 - 事業活動を通じて、環境保護に貢献します。
 - ・ 情報流通サービスによる省資源、省エネルギーのために寄与する商品、サービスの提供
 - ・ 環境に優しい商品・サービスの提供
 - ・ 事業活動での創意工夫
 - 事業活動にあたり、エネルギーと、資源を有効に利用することに積極的な取り組みを行い、廃棄物の削減、環境負荷の低減に努めます。
 - 事業所周辺の環境整備を図るとともに、地域の環境活動に積極的に参画し、地域社会に貢献します。
- 2 関連する法令、規制、「NTT西日本グループ地球環境憲章」並びにエヌ・ティ・ティ フォーバル 北陸支店が同意するその他の要求事項を順守します。
- 3 環境方針、環境目標は、適切性の持続のために適宜レビューし、継続的改善と環境保護に取り組みます。

この方針に基づいて、社員一人ひとりが自主的に環境保全活動に取り組むために、環境方針と取組目標及び具体的な取組内容を全社員に周知します。

平成 20 年 7 月 1 日
株式会社エヌ・ティ・ティ フォーバル 北陸支店
支店長 青山伸一

■ 環境負荷低減の取組

当事業所では、事業活動に伴う環境負荷を削減するための取組目標を掲げ、目標を達成するための具体的な取組を設定して取り組むこととしています。設定した取組目標と具体的な取組項目は、次の通りです。

目標ー1	平成20年1月に社有車を1台増車し自動車増加率が11%となっているが、二酸化炭素の排出量（従業員当たり）については、平成19年を基準として増加率を8%までに抑制し、目標年である平成22年の排出量を103kg-CO ₂ /人とする。
具体的な取組	(車両の使用に関する取組) ① 「エコドライブ10のすすめ」を推進する ② 社有車の効率的な使用（運転経路、相乗り）を徹底する ③ 車両の使用計画を社内 LANに掲示する ④ 車両の更改時に、低公害車の導入を検討する ⑤ TV会議、電話会議、電子メール等を活用し、車両の使用を抑制する

目標ー2	廃棄物の排出量（従業員当たり）を、平成19年を基準として平成22年までに3%削減し、目標年の排出量を0.092トン/人とする
具体的な取組	① 不用品については、先ずリサイクル・リユースを検討する ② ゴミの分別回収（8種類）を徹底し、可燃ゴミ・埋立ゴミの量を減らす ③ 書類はリサイクルBOXに廃棄することを基本とし、シュレッダーの使用は機密書類に限定する ④ 排出する廃棄物の重さを量り、記録する ⑤ 詰替え可能な製品を優先して購入する ⑥ ファイル、フォルダーなどは繰り返し使用する

目標ー3	コピー用紙の使用量（従業員当たり）を、平成19年を基準として平成22年までに3%削減し、目標年の使用量を35kg／人とする
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 作成した資料は、パソコン画面上での確認を徹底する ② 社内資料は、両面コピー、縮小コピー、裏紙利用に努める ③ 電子メディアの利用によってペーパーレス化を推進する

目標ー4	環境に配慮した事務用品等の使用・普及と地域社会への貢献活動を推進する
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業所内で使用するOA機器・事務用品などはグリーン製品から選択する ② ECO&B 地球にやさしい手帳の提供 ③ 4月から11月まで毎月1回、会社周辺の歩道等を清掃する ④ ノーマイカーeco運動に協力する ⑤ 地域社会が主催する環境保護活動に、積極的に参加する

<参考>	その他事務所内での取組事項
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 冷房温度（28度）と暖房温度（20度）を厳守する (クールビズ・ウォームビズ) ② 昼休み消灯、人のいない部屋の消灯を徹底する ③ 帰宅時には、パソコン本体・ディスプレイの電源OFFを行う ④ パソコン・コピー機の節電機能を活用する ⑤ 定期的に照明器具の清掃を行う ⑥ 5S活動の徹底（整理・整頓・清掃・清潔・躰）

■ 環境行動計画の実施体制

この環境行動計画にそって環境保全活動を推進するために、総務担当課長が環境管理責任者となり、各担当課に環境推進員を配置し、全従業員が「具体的な取組」を実行します。